

議案第20号

葛飾区子ども総合センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成29年 2月15日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

児童福祉法の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区子ども総合センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例
葛飾区子ども総合センターの設置等に関する条例（平成23年葛飾区条例第3号）の一部
を次のように改正する。

第3条第8号中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。